平成２７年（フ）第３４０号
愛知県一宮市丹陽町伝法寺字東流2938番地、住民票上の住所愛知県稲沢市国府宮１丁目３番20―705号
破産者　山田　大三
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３５０号
愛知県一宮市浅井町小日比野字山畑1127番地６　マ・メゾン・ドゥヴェールＢ―201号
破産者　石黒　俊光
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３２８号
奈良県生駒市谷田町1399番地３　シティパレス21Ｐ－２　104、開始決定時の住所滋賀県守山市勝部５丁目２番32―308号、（前住所）滋賀県栗東市綣３丁目２番15―1107号
破産者　スクラムオートこと　市居　　誠
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２４号
兵庫県尼崎市水堂町４丁目７番４号　スタジオ野村305、前住所兵庫県尼崎市東難波町１丁目４番40号
破産者　鈴木　　清
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１３２号
大阪府羽曳野市古市７丁目６番７号、前住所大阪市北区天神橋８丁目14番23号　３Ｆ
破産者　吉原万裕美
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１５６号
兵庫県尼崎市大島１丁目30番36号、前住所兵庫県尼崎市名神町３丁目12番８号
破産者　**眞**柄　純也
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１６６号
福岡市博多区空港前３丁目16番４―304号、開始決定時の住所兵庫県西宮市門戸荘３番８号
破産者　リサイクルブティックＫｉＫｉこと　三浦　容子
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１７７号
福岡市博多区空港前３丁目16番４―304号、開始決定時の住所兵庫県西宮市門戸荘３番８号
破産者　三浦　孝夫
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３９号
山口県下関市一の宮町２丁目１番４号　ハイム上野２　203号、前住所山口県下関市貴船町１丁目５番11　702号
破産者　あすきぼうこと　髙竹　直人
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第２８０号
高知県吾川郡いの町八田507番地１
破産者　長沢　**聖**二
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第８９号
高知市介良乙2815番地
破産者　小松　浩志
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２１３号
北九州市八幡西区皇后崎町11番６―701号
破産者　川口　武壽
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２６６号
長崎県長崎市上小島２丁目13番21号パレスアーバン101号
破産者　小森真由美
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２０５号
茨城県土浦市高岡2025番地１
破産者　宮本　　勉
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１７８４号
愛知県小牧市大字二重堀638番地128　サンハイツミズノＡ―１号、従前の住所愛知県小牧市外堀２丁目268番地２
破産者　横田　晶美
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９１号
徳島県徳島市新浜町１丁目４番28号、旧住所徳島県徳島市安宅３丁目４番19―２号
破産者　福村　昭博
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５８８号
札幌市豊平区平岸３条13丁目８番10―106号
破産者　田藏由希子（旧姓飯田・西野）
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部